

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第415号 令和4年1月21日発行

目 次

【告示】			
番号	表	題	担当課名
3 1	特定調達契約について随意契約 決定した件	りの相手方を	文化・未来創造課
3 2	特定調達契約について一般競争 る件	●入札に付す	文化の森振興センター
3 3	身体障害者福祉法の規定による した件	3 医師を指定	障がい福祉課
3 4	令和3年度狩猟免許試験を実施	色する件	鳥獣対策・ふるさと 創造課
3 5	特定第1号漁業者の同意が漁業 に規定する要件に適合すると記		水産振興課
3 6	特定第2号漁業者の同意が漁業に規定する要件に適合すると記		同
3 7	保安林の指定を解除する件		農林水産基盤整備局 森林整備課

徳島県告示第三十一号

十二号)第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方 公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十 二号)第十二条の規定により次のとおり公示する。 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 契約に係る特定役務の名称及び数量

awa アワー project」基本設計業務

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県未来創生文化部文化・未来創造課プロジェクト担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和三年十一月十七日

四 契約の相手方の氏名及び住所

熊谷・石上純也・IAO竹田・ アクト環境・ ピー エス三菱・ 野村建設 拡大共同企業

体

香川県高松市木太町三〇二七番地一

五 契約金額

二億三千八百万四百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第

六号

徳島県告示第三十二号

告する。 十二号) 第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成八年徳島県規則第二 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯泉 嘉門

入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
- 徳島県文化の森総合公園で使用する電気
- 調達期間における予定使用電力量の合計 四 OOOキロワッ トアワ

契約電力 一、六〇〇キロワット

- 2 調達物品等の特質等
- 仕様書による。

3

調達期間

- 令和四年五月一日から令和五年四月三十日まで
- 4 需要場所

徳島市八万町向寺山

徳島県文化の森総合公園

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 る資格を有すると認められた者であること。 五十六年徳島県告示第二十六号)第四条第一項の規定による審査により入札に参加す 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和
- ない者であること。 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けて
- 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。 六号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。 号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七 以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第) に該当すると認められる者又は暴力団
- あること。 再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成十六年法律第七十五号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者で 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、
- 入札説明書及び仕様書 (以下「入札説明書等」 という。 の交付を受けた者である
- 業の登録を受けている者であること。 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条の二の規定に基づき小売電気事
- 8 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示、 の活用、 再生可能エネルギー の導入等に関し、 二酸化炭素排出係数、 入札説明書等に掲げる条件を満た 未利用エネル

す者であること。

- 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。
- 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- う。 与えられないことがある。 行った場合でも、 所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。 う。)に必要書類を添付して、2の「に掲げる受領期限までに2の」に掲げる提出場事が定める一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下「申請書」とい 二の2の資格を有していない者で、 申請書類に不備があるときは、 この入札への参加を希望するものは、 この入札公告に係る入札参加資格が なお、 同期限までに申請を
- 2 申請書の受領期限及び提出場所
- 受領期限

令和四年二月十八日 (金曜日) 午後五時

提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当(電話〇八八 六二 二〇六六)

L١ ての問合せ先 入札説明書等の交付場所、 契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項に つ

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務担当 (電話〇八八 六六八

五 入札説明書等の交付の期間及び方法

当たるときは、その翌日)を除く。 曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に (正午から午後一時までを除く。 令和四年一月二十一日 (金曜日) から同年二月十八日 (金曜日) まで (月曜日 (月 以下同じ。 以下同じ。)の午前九時三十分から午後五時まで

2 方法

無料で配布する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

- 合は、 を受けるため、 入札に参加しようとする者は、 書留郵便とし、 次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に持参又は郵送(郵送による場 提出期間内に必着のこと。 二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認)により提出すること。
- 入札参加資格確認申請書
- 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- $(\Xi)(\Xi)$ 明する書類の写し 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証

2 提出期間

分から午後五時まで 令和四年一月二十一日 (金曜日) から同年二月十八日 (金曜日) までの午前九時三

3 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務担当

4 提出部数

一部とする。

七 札手続等

八札及び開札の日時及び場所

日時

令和四年三月四日 (金曜日) 午後二時

場 所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館三階会議室

 (Ξ)

郵送 (書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

提出期間

令和四年二月二十五日 (金曜日) から同年三月三日 (木曜日) 午後五時までに

必着のこと。

(2)宛先

郵便番号七七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務担当

入札方法

入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費 当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相 見積もった契約希望金

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、 無効とする。

二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

封書の表面に「徳島県文化の森総合公園で使用する電気の入札書在中」の朱書がな 指定した日時までに指定した場所に到達しない 入札又は郵便入札の場合であって

入札書であることが確認できなかった入札

記名押印のない入札

(四)(三) (3 「入札物件」で調達物品等の名称の記載りょうふうによりにない。 (3 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの2 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの1 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの1 鉛筆その他容易に改さんできる筆記具で作成したもの額をもって価格を表示しない入札又は次に掲げるところによりした入札額をもって価格を表示しない入札又は次に掲げるところによりした入札額をもって価格を表示しない入札又は次に掲げるところによりした入札 若しくは一 定の金

、もの又は記載を誤ったもの

(5)(4)「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

同一事項に対してした二通以上の入札 使用の印鑑を誤ったもの

(八)(七)(六)(五) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

び入札説明書等に示した調達物品等を調達できると認めた入札者であって、予定価格 の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。 有効な入札書を提出し、 かつ、六により提出された書類の審査の結果、この公告及

じを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のな くじを引かせ、 くじを引かせて落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はく 落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者に 落札者を決定する。

6 契約書作成の要否

7 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館

徳島市八万町向寺山

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

その他

詳細は、 入札説明書等による。

2 当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする れた場合は、 の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、 本件特定調達契約は、 契約の変更又は解除をすることがある。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条 この場合において、 又は削除さ 徳島県は、

Summar y

Estimated Amount of Electric Power: 4,355,000kVM Description and quantity of the products being purchased

2 Period for the Submission of Bi ds

Hand delivered submissions: March 4th, 2022 by 2:00 p.m

Submissions by mail: Must be delivered between February 25th, 2022 and

March 3rd, 2022

ω

For further information, please send all enquiries addr ess: to the following

Mukout er ayama Hachi man-cho, Tokushima 21st Century Cultural Information Center Tokushi ma City, 770-8070 Japan

竹田 勝則 内科	渡邊 典子 小児科	新居 英二 内科			良元 俊昭 同	和田 佑馬 外科		塩﨑 啓登 泌尿	飯間努同	原田 貴文 循環	名	3	
1 77	科	1 11				1 11		泌尿器科		循環器内科	計 援利目	· 注 注	
同	同	肢体不自由	肝臓機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	同	心臓機能障害	部とする障害の利業	参所する章 害り重真	
協立病院	機構徳島病院独立行政法人国立病院	阿波病院			同	徳島大学病院		同	同	徳島県立中央病院	名称	従事	
徳島市八万町橋本九二番地の一	吉野川市鴨島町敷地一三五四番地	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一			同	同蔵本町二丁目五〇番地の一		同	同	徳島市蔵本町一丁目一〇- 三	所 在 地	する医療機関	徳島県知事 飯
同	同	同			同	同		同	同	令和四年一月一日	指	E F	泉嘉門

徳島県告示第三十四号

許試験を次のとおり実施する。 百六十号及び令和三年徳島県告示第五百六号)で公示したもののほか、 四十一条の規定により、令和三年度狩猟免許試験を実施する件(令和三年徳島県告示第三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第 令和三年度狩猟免

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 試験の日時

令和四年二月十五日 (火曜日) 午前十時から

二 試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇

徳島県立農林水産総合技術支援センター

三 狩猟免許申請書の提出期間

令和四年一月二十一日 (金曜日) から同年二月四日 (金曜日) まで

四 狩猟免許申請書の提出先

徳島市万代町一丁目一

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

徳島県告示第三十五号

第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。) 第百五条の二 に適合すると認めるので、公示する。) 第百五条の二

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第一号に掲げる漁業

あわび (とこぶしを含む。) をとる漁業

徳島県告示第三十六号

項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者 の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。 以下「法」という。)第百八条第五 公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

	,I.	
	小松島加入区	加入区の名称
; ; ;	合の也区小松島漁業協同組	加入区の区域
未満のもの)又は小型定置漁業して営む漁業(使用する漁船の合計総トン数が十トンーン製造	トン牧がニナトン未満のもの~、主として刺屑を使用底びき網を使用して営む漁業(使用する漁船の合計総一	漁業の区分

徳島県告示第三十七号

ように保安林の指定を解除する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海部郡海陽町平井字保勢一一二の一解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

解除の理由土砂の崩壊の防備

 \equiv

指定理由の消滅